

第6編 登記業務委託実施要領

第1章 実 施 要 領

第1（通 則）

登記業務の委託の実施については、「高知県契約規則」（昭和39年高知県規則第12号）、「高知県会計規則」（平成4年高知県規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2（登記業務委託単価契約の締結）

- 1 事務所長は、登記業務を発注しようとするときは、土地調査表等に基づき業務の種別及び件数等を把握したうえ、単価契約により契約を締結するものとする。
- 2 前項の場合において事務所長は、契約の相手方に対し登記の委託に関する代理権を授与する委任状を交付するものとする。

第3（登記業務の委託料の積算）

- 1 このことに関する報酬単価は、「公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準（案）及び公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準（案）について」（平成16年2月26日付け中央用地対策連絡協議会理事会で申し合わせ。以下「基準（案）」という）に基づき、国土交通省四国地方整備局が公表する設計業務委託等技術者単価（基準日額）（以下、『基準日額』という）に、基準（案）に示された委託歩掛を乗じて求めた額の10円未満を切り捨てた額の合計に、諸経費として40パーセントを乗じた額の10円未満を切り捨てた額を加えて求めるものとし、高知県が、社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会と別途定める「土地の登記業務に関する協定書」により協定を締結して定めるものとする。
- 2 報酬単価の改定は、基準日額のうち、この委託に係る技術者単価か、基準（案）の委託歩掛が改定されたときに、高知県と社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会が協議のうえ施行日を定めて行なうものとする。
- 3 用地調査等業務積算資料による発注に際し第1項の単価を使用するときは、諸経費を計上しないものとする。

第4（受注者に対する図書の貸与）

事務所長は、契約の相手方に対し登記業務の処理に必要な図書を貸与し、又は提供するものとする。

第5（登記業務等仕様書の適用）

登記業務の実施に当たっては、別添「登記業務等仕様書」を原則適用することとし、必要に応じて、特記仕様書及び図面等により必要事項を明示するものとする。

第6（検査職員の任命）

第5編第1章用地調査等業務監督・検査要領の規定は、登記業務の検査職員を任命する場合に準用するものとする。

第7（検査）

検査職員は、委託した登記業務について業務完了届出書が提出されたときは、登記完了証により当該業務の履行を検査しなければならない。

第2章 取 扱 方 針

この取扱方針は、第1章第3に定める事項に関し、取扱いの方針を示したものである。

第1（単価の適用方法）

- 1 所在図及び地積測量図は、取得前の土地一筆について各一葉とする。
- 2 分筆、地図訂正及び地積の変更・更正は、取得前の土地一筆について各一件とする。
なお、分筆には抵当権及び仮登記等の権利の一部抹消を含み、地図訂正及び地積の変更・更正には図面作成を含む。
- 3 所有権保存、所有権移転、相続及び登記名義人表示変更・更正は、一人について一件とする。
- 4 抵当権等の権利の抹消は、仮登記等の抹消を含み一権利者一件とする。
- 5 単価には、用紙代等業務に必要な費用の一切を含む。

第2（業務日数）

業務日数（履行期限）の決定に当たっては、事前に社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会と十分打合せを行うものとする。

第3（登記の申請時等の閲覧手数料等）

登記の申請等に当たって必要となる登記簿等の閲覧手数料及び日当等は、単価に含む。

別添

登記業務等仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、〇〇（例：〇〇工事の用地取得）に伴う登記業務の委託に適用するものとする。

(業務処理の原則)

第2条 本業務は、所有権移転登記に関する重要事項であり、土地代金支払いの前提となるものであるから契約書及び仕様書に準拠すると共に、不動産登記法その他の法令に基づいて正確かつ迅速に行うものとする。

(代理権の授与)

第3条 委託者は、登記の嘱託に関する代理権を受託者に授与するものとする。

(代理人の選任)

第4条 受託者は、選任した代理人を代理人選任通知書（様式－1）により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受けた代理人が不適切と認める時は、受託者にその変更を求めることができる。

(再委託に関する取扱いについて)

第5条 受託者は本業務の一部（「主たる部分」を除く）について、契約書第5条の再委託を行う場合は、再委託（変更）承諾申請書（様式－2）を契約締結後、ただちに委託者へ提出し、業務に着手するまでに再委託の承諾を受けるものとする。ただし、「軽微な業務」を再委託しようとするときには委託者の承諾を要しない。なお、再委託に関して委託者の承諾が得られない場合は、受託者は再委託に付そうとした部分を自ら履行するものとする。

(本業務の「主たる部分」について)

第6条 前条の「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。

(軽微な業務について)

第7条 第5条の「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の業務をいう。

(履行体制の把握について)

第8条 受託者が契約書第5条の再委託の承諾を得た場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した履行体制に関する書面（様式－3）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

(業務の実施方法)

第9条 委託業務は、委託者の発行する登記業務依頼書（様式－4）に基づき実施するものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づき登記業務依頼書を受理した後速やかに嘱託書類を作成のうえ所轄法務局に嘱託し、登記の早期完了に努めなければならない。

(業務の内容)

第10条 委託業務の内容は、別表のうち契約書別紙単価表に掲げるものとする。

(貸与品等)

第11条 受託者は、業務の履行に必要な用地実測平面図の写し、地図等の写しの複製、地積測量図の写しの複製、土地調査表その他の図書を支給材料として使用する場合には、委託者から貸与又は提供を受けるものとする。

2 委託者は受託者に、土地の表示の登記嘱託手続を行うにあたり、既作成の次の図書を提供するものとする。

- 一 不動産調査報告書
- 二 地積測量図

【(注) 第2項については必要に応じて追加すること】

3 受託者は、前2項の貸与品等を受領したときは、貸与図書借用書（様式－5）又は提供図書受領書（様式－6）を委託者に提出するものとする。

4 受託者は、登記業務依頼書に定める委託業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品を返納するものとする。

（処理困難な業務の取扱い）

第12条 受託者は、業務処理の困難なものがある場合は、その都度委託者に報告し、指示を受けなければならない。

（成果物及び引渡し）

第13条 成果物は、登記業務依頼書に定める各種登記の登記完了証又はその他の成果物とする。

2 受託者は、登記業務依頼書に定める委託業務の完了の都度、業務完了報告書（様式－7）を提出し、検査に合格したものについて成果物を引渡すものとする。また、検査に合格したときは請求書（様式－8）を提出すること。

（個人情報等の保護）

第14条 受託者は、契約書別記「個人情報等取扱特記事項」第3に基づき、個人情報等の責任体制等報告書（様式－9）を、契約締結までに委託者へ提出すること。

別表：【次の例を参考に、受託者と協議の上定めるものとする。】

例1（未登記処理再測量業務 等の標準的な業務内容）

業務名	業務内容	成果品
1 調査業務		
(1) 資料調査	法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合、分析整理及び調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検作業を行う。	—
公簿類	法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの土地又は建物登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、旧土地台帳又は旧家屋台帳等 ロ 地方自治体備え付けの固定資産税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等 ハ その他の官公署・組合（解散した組合にあっては、個人を含む。）備え付けの台帳 等	—
地図類	法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地図又は土地所在図若しくは建物所在図 ロ 地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等 ハ 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等	—
図面類	法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地積測量図、建物図面、各階平面図（閉鎖図面を含む。）等 ロ 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図 ハ 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する確定測量図（面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。） ニ 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図	—
(2) 現地調査		
事前調査	地図訂正の申出を行う際に、訂正を要する範囲において行う対象物件の位置調査、現地確認等、境界調査、マーキング等及び対象物件の調査に必要な図面類の整理等の諸作業を行う。	

筆界 確認	多角測量：筆界点の位置の特定のために行う基礎測量で、国家基準点又はこれに準ずる図根点2点以上を与点として行い、後から実施される各種測量業務の骨格となる精度区分2以上の測量をいう。	多角点網図、多角点計算書
	復元測量：筆界の標識の不明又は亡失等のため、既存の資料又は画地調整の計算資料に基づき筆界点を測設する作業をいう。	復元点写真又は復元点箇所図及び復元座標一覧表
	画地調整：複数の土地の位置の特定又は筆界点を復元する場合には、基礎測量（現況測量を含む）で得た既設境界標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定要素となるデータと、地図類及び資料調査で収集した既存資料とを照合・点検し、面積、辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定するための作業をいう。	地積測量図又は丈量図、面積計算書
立会	民有地境界立会 ・立会・確認：境界立会において、既存の境界標識が容易に直視でき、明確な資料が存する場合にする、相隣者間の合意を得る作業をいう。 ・測距・探索：境界立会において、境界標識が容易に発見できない場合で、収集資料に基づいて距離及び角度を測定し、おおむね15cm程度の表土除去により境界標識を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。 ・特殊作業：境界立会において、境界標識の全部又は一部が発見できない場合で、既存の調査資料に基づき距離、角度の測定により掘削、破碎、伐採等の作業を行って境界標識を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。	立会写真、立会署名

	公共用地境界立会 ・A ランク：公共用地を管理する官公署等に対し、境界確認申請書に案内図、付近見取図、公図写等を添付して申請手続を行い、かつ、平易な現地での立会作業をする場合をいう。 ・B ランク：境界確認申請書に、A ランクの図面類のほか、現況測量図及び横断面図を添付して申請手続を行った上、現地において添付図面に基づいて状況説明を行い、道水路にあつては、幅員の測距、不動点、永久標識及び構築物等から筆界点の点検、確認を行う作業をする場合をいう。（A ランクの外業のほか現況平面測量、公共用地横断面測量、公共用地境界の事前測設等の作業及びこれに付随した内業を伴う場合をいう。） ・C ランク：境界確認申請書に、A ランク及びB ランクの図面類のほか、登記簿謄本、現況写真、道水路の場合は、対面する土地所有者の同意書等を添付して申請手続を行った上、立会の事前協議、公共用地境界標の事前測設を行い、現地立会においては各土地所有者全員の立会を得て、筆界を確認する等複雑で特殊な作業（引照点測量及び境界明示証明書交付手続を含む。）をする場合をいう。（A 及びB ランクの外業のほか、引照点測量、公共用地明示証明書（立会をした全員の同意書添付）の提出、受領等の作業及びこれに附随した内業を伴う場合をいう。）	・A ランク 立会写真、立会署名、 ・B ランク 上記に加え、作成した官民平面図、断面図等 ・C ランク 上記に加え、確定書等
93 条 報 告書作成	高松法務局（又はその管轄区域内の地方法務局）が定める「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」（昭和 52 年 5 月 4 日訓令第 5 号、令和 4 年 9 月 29 日訓令第 9 号改正）（以下「登記事務取扱要領」という。）第 23 条第 1 項に規定する 93 条報告書（受注者の社員（土地家屋調査士）の記名押印による）を作成する	93 条報告書
2 測量業務		
面積測量	土地の面積測量は、外業（器械の据付、観測、筆界線の整理、筆界点間の検測及び器械の移動）及び内業（観測簿の整理、コンピュータへの入力、面積計算及びその点検、展開・点検並びに測量原図作成）とする。	面積計算書、筆界点精度管理表
境界標 設置	境界点測設 分筆をする場合に木杭等をもって現地に分割点を測設する作業をいう。	測設写真又は測設点、箇所図及び測設点座標一覧表
	境界標埋設 筆界点に永続性のある標識（石杭、コンクリート杭、金属杭、金属標等）を設置するために必要な作業をいう。	
	引照点測量 筆界点の指示又は亡失した場合の境界標の復元のため、予め近傍の恒久的地物等と筆界との位置関係を明確にするための作業をいう。	準拠点写真又は埋設、点箇所図及び埋設点、座標一覧表もしくは地積測量図(写)
3 登記嘱託手続業務		

(1) 登記嘱託手続き	登記に関する嘱託書の作成、提出、受領等を包括して行う作業をいう。	登記嘱託書(写)、登記完了証、その他作成した図面等(地積測量図、分筆図等)
表示	不動産登記法第2条第20号に規定する「表題登記」をいい、登記されていない土地について、その状況を明らかにするためにいう登記。	
分筆	1筆の土地を2筆以上に分割し、2筆以上の土地とする登記。	
地積の変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている地積に誤りがある場合等に、これを正しい地積に合致させる登記。	
合筆	数筆の土地を1筆の土地にまとめる登記。	
地目の変更・更正	土地の用途や使用目的に変更があった場合に、登記簿等の内容も同じように変更する登記。	
滅失	一筆の土地の全部が公有水面下の土地になるなどして私権の客体となくなるときに行う登記。	
所有者の更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者自体に誤りがある場合に、これを正しい所有者に是正する登記。	
所有者の表示変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者の住所に変更を生じた場合、又は誤りがある場合に、登記簿等の表示を新しい表示に変更又は更正するための登記	
(2) 登記業務現地調査	登記事務取扱要領に規定する実地調査のために立会することをいい、実地調査を行った場合には、要領に規定する実地調査書に準ずる書面を作成するものとする。	—
4 書類の作成等		
書類の作成	文案を要するもの 1 地役権図面、地形図・成果図 2 区分建物規約を証する書面添付図面(配置図、平面図、専有部分の略断面図等) 3 証明書(隣接筆界証明書、地役権証明書等) 4 承諾書(権利消滅承諾書、所有権更正承諾書等) 5 上申書、理由書、同意書(地図訂正同意書、所有者更正に伴う上申又は理由を記載した書面、区分建物の集会の決議による規約または合意書等) 6 交付手続を要する書面 7 換地(仮換地)証明書(図面添付)等	作成した書類
	文案を要しないもの 所有権証明書	作成した書類
謄抄本交付手続及び受領	業務の実施に必要な登記事項証明書、登記事項要約書、登記簿・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続き及び受領を行う。	受託者が収集した書類
原本の複製	登記嘱託手続きにあたり、添付書類の原本還付請求を行うために原本の複製を行う。	—
土地現地調査書の作成	土地現地調査書の作成を行う。	土地現地調査書

例2 (※分筆登記等委託業務の標準的な業務内容)

業務名		業務内容	成果品
1 調査業務			
(1) 資料調査		法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合、分析整理及び調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検作業を行う。	—
	公簿類	法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの土地又は建物登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、旧土地台帳又は旧家屋台帳等 ロ 地方自治体備え付けの固定資産税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等 ハ その他の官公署・組合（解散した組合にあっては、個人を含む。）備え付けの台帳 等	—
	地図類	法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地図又は土地所在図若しくは建物所在図 ロ 地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等 ハ 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等	—
	図面類	法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地積測量図、建物図面、各階平面図（閉鎖図面を含む。）等 ロ 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図 ハ 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する確定測量図（面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。） ニ 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図	—
(2) 現地調査			
	事前調査	地図訂正の申出を行う際に、訂正を要する範囲において行う対象物件の位置調査、現地確認等、境界調査、マーキング等及び対象物件の調査に必要な図面類の整理等の諸作業を行う。	—

	立会 事前 調査	境界立会いに先立ち行う作業等で、次に掲げるものをいう。 イ 受注者は、業務を実施するために、発注者と立会い日時及び具体の作業手順等についての打合せを行う。 ロ 受注者は、業務を実施するために必要な公簿類及び法務局備付けの図面等の資料を支給材料として発注者から貸与又は提供を受け、土地の調査区域、地理的状況、利用状況及び境界標の有無等を把握するために現地の事前調査を行う。	—
	民有地境界立会	境界立会いに時に民有地の境界について、関連する権利者の本人確認、筆界確認及び確認を行った境界標等の写真撮影を行う作業をいい、地域区分、作業の難易度により、次のとおり区分する。 イ 地形による区分については次のとおりとする。 平地：平坦な地域（傾斜角度が概ね3°未満） 丘陵地：ゆるやかな起伏のある地形（傾斜角度が概ね3°以上15°未満） 低山地：相当勾配のある地形（傾斜角度が概ね15°以上35°未満） 高山地：急峻な地形（傾斜角度が概ね35°以上）。 ロ 地図種別の区分については次のとおりとする。 法第14条地図：不動産登記法第14条第1項に規定する地図 地図に準ずる図面：地図等の備付けのない地域または不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面	—
	公共用地境界立会	境界立会いに時に民有地と公有地との境界について、関連する権利者の本人確認、筆界確認及び確認を行った境界標等の写真撮影を行う作業をいう。なお、区分及び分類については「民有地境界立会」と同様とする。	—
	現地の確認に係る調査	土地の表示に関する登記に必要な地積測量図及び「不動産の表示に関する登記事務取扱要領（令和4年9月30日高知地方局局長訓令第9号。以下「要領」という。）第2条（11）に規定する93条報告書を作成する場合に、対象土地の筆界点と永続性のある準拠点等との位置関係を明らかにするため、引照点を確認し、筆界点からの距離及び角度を記載するために必要な現地作業をいい、地域区分により「平地・丘陵地」「低山地・高山地」に区分する。 なお、区分の定義については「民有地境界立会」と同様とする。	—
	93条報告書作成	要領第2条（11）に規定する93条報告書（受注者の社員（土地家屋調査士）の記名押印による）を作成することをいう。	93条報告書
2 登記嘱託手続業務			
	（1）登記嘱託手続き	登記に関する嘱託書の作成、提出、受領等を包括して行う作業をいう。	登記嘱託書（写）、登記

表示	不動産登記法第2条第20号に規定する「表題登記」をいい、登記されていない土地について、その状況を明らかにするためにいう登記。	完了証、 その他作成 した図面等 (地積測量 図、分筆図 等)
分筆	1筆の土地を2筆以上に分割し、2筆以上の土地とする登記。	
地積の変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている地積に誤りがある場合等に、これを正しい地積に合致させる登記。	
合筆	数筆の土地を1筆の土地にまとめる登記。	
地目の変更・更正	土地の用途や使用目的に変更があった場合に、登記簿等の内容も同じように変更する登記。	
滅失	一筆の土地の全部が公有水面下の土地になるなどして私権の客体となくなるときに行う登記。	
所有者の更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者自体に誤りがある場合に、これを正しい所有者に是正する登記。	
所有者の表示変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者の住所に変更を生じた場合、又は誤りがある場合に、登記簿等の表示を新しい表示に変更又は更正するための登記	
地図訂正	土地に関する登記所備付け地図等に誤りがある場合の地図等の訂正の申出をいい、各項目については次のとおりとする。	—
	イ 申出手続、申出手続（加算） 地図訂正の申出を行う場合に計上するものである。地図訂正により 従前の地図より筆界の変更を行った土地について起業地及びその付近地も含めて計上し、2筆目以降はすべて「申出手続（加算）」に計上するものとする。	登記嘱託書（写）、登記完了証、 その他作成した図面等
	ロ 承諾書、承諾書（2筆目以降） 地図訂正の必要な土地に隣接している土地所有者に対して、地図訂正の同意を得るために作成する書類である。承諾書1通ごとに計上するものとする。2通目以降はすべて「承諾書（2筆目以降）」に計上するものとする。	収集した押印済み承諾書
	ハ 承諾書押印交渉 地図訂正の同意を得るために受注者の社員（土地家屋調査士）が直接、隣接所有者に対して押印交渉を行うものである。なお交渉の相手・回数などの方法は発注者が指示を行うものとし、交渉を行った場合には交渉記録を作成し提出するものとする。	収集した押印済み承諾書、交渉記録
	ニ 地図訂正図面 地図訂正を要する土地の訂正前と訂正後の地図を作成するものであり、作成した図面の数量を計上する。計上するのは地図訂正の対象筆のみであり、その付近地に記載されている訂正対象外の土地は含まないものとする。	訂正後の地図
	ホ 93条報告書（地図訂正用） 地図訂正の申請に必要な要領第2条（11）に規定する不動産調査報告書を作成することをいう。通常は地図訂正1件につき1通作成するものとするが、登記官からの指示事項などの事情によって2通以上作成しなければならない理由があれば、作	93条報告書

		成部数計上できるものとする。	
		ヘ 分合筆経緯表 地図訂正するにあたり、訂正の必要な土地の分筆及び合筆の経緯を旧土地台帳等の法務局備え付けの資料を用いてまとめるものである。登記官からの指示事項である場合のみ計上し、分合筆経緯表を作成するために必要な旧土地台帳等の筆数を実数分計上するものとする。	分合筆経緯表
		ト 土地所在図 地積更正が生じない場合又は地積更正までに相当の期間を有する場合に、地図訂正単独で申請した時に法務局から求められる概測図（境界点が把握可能な簡易図面）等を作成するものである。	—
		チ 地図訂正のための現地踏査 地図訂正単独で業務を依頼する場合に適用する現地調査である。地図訂正を行った筆について、別途地積更正等の表示登記を行う場合は、「現地の確認に係る調査」のみを計上し、重複計上しないものとする。	現地調査記録
		リ 事前調査・内容検討 官公庁の図面や法務局備え付けの資料等を参考にし、地図訂正の内容を検討するものである。 地図訂正により従前の地図より筆界の変更が生ずる土地についての筆数を計上するものとする。	—
	実地調査立会	要領第 22 条に規定する実地調査のために立会することをいい、実地調査を行った場合には、要領第 28 条の実地調査書に準ずる書面を作成するものとする。	立会時の写真等
	加算	縮小・拡大図加算： 地積測量図の作成にあたり、縮尺を変えて作成する必要がある場合の加算をいう。	—
		分属図加算： 地積測量図の作成にあたり、1 筆の土地の形状が広大又は長狭等で分属（数葉に分けて）作成する場合の加算をいう。	—
		共有者加算： 申請手続に係る土地に共有又は相続が発生し、これらの共有者、相続人が 10 名を超える場合の加算をいう。	—
3 書類の作成等			
書類の作成	文案を要するもの 1 地役権図面、地形図・成果図 2 区分建物規約を証する書面添付図面（配置図、平面図、専有部分の略断面図等） 3 証明書（隣接筆界証明書、地役権証明書等） 4 承諾書（権利消滅承諾書、所有権更正承諾書等） 5 上申書、理由書、同意書（地図訂正同意書、所有者更正に伴う上申又は理由を記載した書面、区分建物の集会の決議による規約または合意書等） 6 交付手続を要する書面 7 換地（仮換地）証明書（図面添付）等		作成した書類

	文案を要しないもの 所有権証明書	作成した書類
謄抄本交付手 続及び 受領	業務の実施に必要となる登記事項証明書、登記事項要約書、 登記簿・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続き及び受領を行う。	受託者が収 集した書類
原本の複製	登記嘱託手続きにあたり、添付書類の原本還付請求を行うた めに原本の複製を行う。	—
土地現地調査 書の作成	土地現地調査書の作成を行う。	土地現地調 査書

様式－１

代理人選任通知書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関して、代理権を授与する者
を下記のとおり選任するので通知します。

記

氏 名	住 所	連 絡 先	備 考

様式－２

再委託（変更）承諾申請書

年 月 日

高知県知事 様

（受託者）

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関して、下記のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第５条の規定に基づき申請するので、手続き方お願いします。

記

- １．再委託予定者の住所、名称氏名
- ２．再委託する業務の内容（具体的に記載すること）
- ３．再委託する業務の契約金額（予定）
- ４．再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
- ５．再委託に係る履行体制に関する書面（別紙）
- ６．その他委託者が必要と認める書類

再委託（変更）承諾書

年 月 日

受託者氏名 様

申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。

なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ①受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ②受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③受託者は、委託者からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

高知県知事

履行体制に関する書面

年 月 日

(受 託 者)

受託者 × ×	(再委託先 1)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
	電話番号：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先 2)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
	電話番号：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先 3)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
電話番号：		
代表者氏名：		
担当業務範囲 若しくは内容		
(再委託先○)		
.....		

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の氏名（若しくは代表者氏名）
- ②再委託の相手方の住所
- ③再委託を行う業務の範囲（若しくは内容）

様式－４

3 第 号
年 月 日

(受託者) 様

高知県知事
(公 印 省 略)

登記業務依頼書

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に基づき、下記業務を実施されたい。

記

1 履行期限

年 月 日

2 依頼の内容

別紙のとおり

様式－5

貸与図書借用書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けをもって依頼のあった業務に関する図書について、下記のとおり借用しました。

氏 名	記 内 訳					備 考

返納年月日	年 月 日	確認担当者	印
-------	-------	-------	---

様式－6

提供図書受領書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けをもって依頼のあった業務に関する図書について、下記のとおり受領しました。

氏 名	記 内 訳					備 考

様式－ 7

業務完了報告書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けで依頼のあった業務については、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 業務の名称

2 履行業務の内容

別添成果物のとおり

様式－ 8

請求書

金 円

(消費税含む)

ただし、 登記等委託業務

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

住所

氏名

(振込先)

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

発行責任者	
担当者	
電話番号	

様式－ 9

個人情報等の責任体制等報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

受託者 住所
氏名

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関する個人情報等の責任体制等
について、下記のとおり報告します。

記

1 責任体制等に関する事項

業 務 責 任 者	(所属・役職)	(氏名)
業 務 従 事 者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
業務従事者への 教 育 方 法	(具体的に記入)	

2 個人情報等の管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	

年 月 日

高知県知事 ○○○○殿

受注者

業 務 完 了 届 出 書

年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基づき、
年 月 日付けで発注のあった業務については、下記のとおり
完了したのでお届けします。

記

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 業 務 の 名 称 | |
| 2 | 履 行 期 限 | 年 月 日 |
| 3 | 履行業務の内容 | 別添 登記完了証のとおり |
| 4 | 委 託 料 | ¥ |
| 5 | 履 行 年 月 日 | 年 月 日 |

上記業務について検査の結果履行を確認する。

年 月 日

検査職員 ○○土木事務所
用地担当課長

印

